

資料4

障がい種別の支援機能の
在り方について

青森県教育庁学校教育課

- ①県立特別支援学校に在籍する幼児児童生徒への支援
- ②県立特別支援学校から小・中学校、義務教育学校、高等学校等への支援
＝特別支援学校のセンタ－的機能を活用した取組

特別支援教育対象の障がい種

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障がい	弱視	弱視
聴覚障がい	難聴	難聴
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由
病弱（身体虚弱含む）	（病弱・）身体虚弱	病弱・身体虚弱
—	言語障がい	言語障がい
	自閉症・情緒障がい	自閉症
		情緒障がい
知的障がい	知的障がい	—
—	—	学習障がい
		注意欠陥多動性障がい

①特別支援学校に在籍する幼児 児童生徒への支援について

特別支援学校における障がい種別の主な指導・支援内容等

障がい種	指導・支援内容（一例）及び教材・教具等
視覚障がい	○自立活動の具体的な指導内容 ・触覚や聴覚などを効果的に活用できるようにする指導 ・白杖による一人歩きの技能を身に付けるための指導 ・視覚や視覚補助具を最大限に活用する指導 ・日常生活に必要な基本的行動様式を身に付けるための指導 ・情報機器の活用技能を高めるための指導 など ○特色のある教材・教具、設備 ・各種の点字図書や録音図書 ・凸線で描かれた地図などの触覚教材 ・視覚障害者用各種計測器 ・表面作図器 ・点字器 ・立体図形複写装置 ・3Dプリンタ ・点字を常用する子供のためのICT機器 ・各種の拡大教材 ・拡大読書器 ・各種の弱視レンズ類 など
聴覚障がい	○自立活動の具体的な指導内容 ・幼稚部、小学部では聴覚活用や言語発達に重点を置き、それ以降は、自立と社会参加を見据えた言語指導や情報の活用（コミュニケーションの態度・技能など）、障がいの特性についての自己理解や心理的な諸問題に関するものへと移行 など ○特色のある教材・教具、設備 ・聴覚活用のための機器（オーディオメータ、補聴器特性検査装置、補聴援助機器等） ・発音・発語指導のための鏡 など

参考：障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～第3編（文部科学省）

特別支援学校における障がい種別の主な指導・支援内容

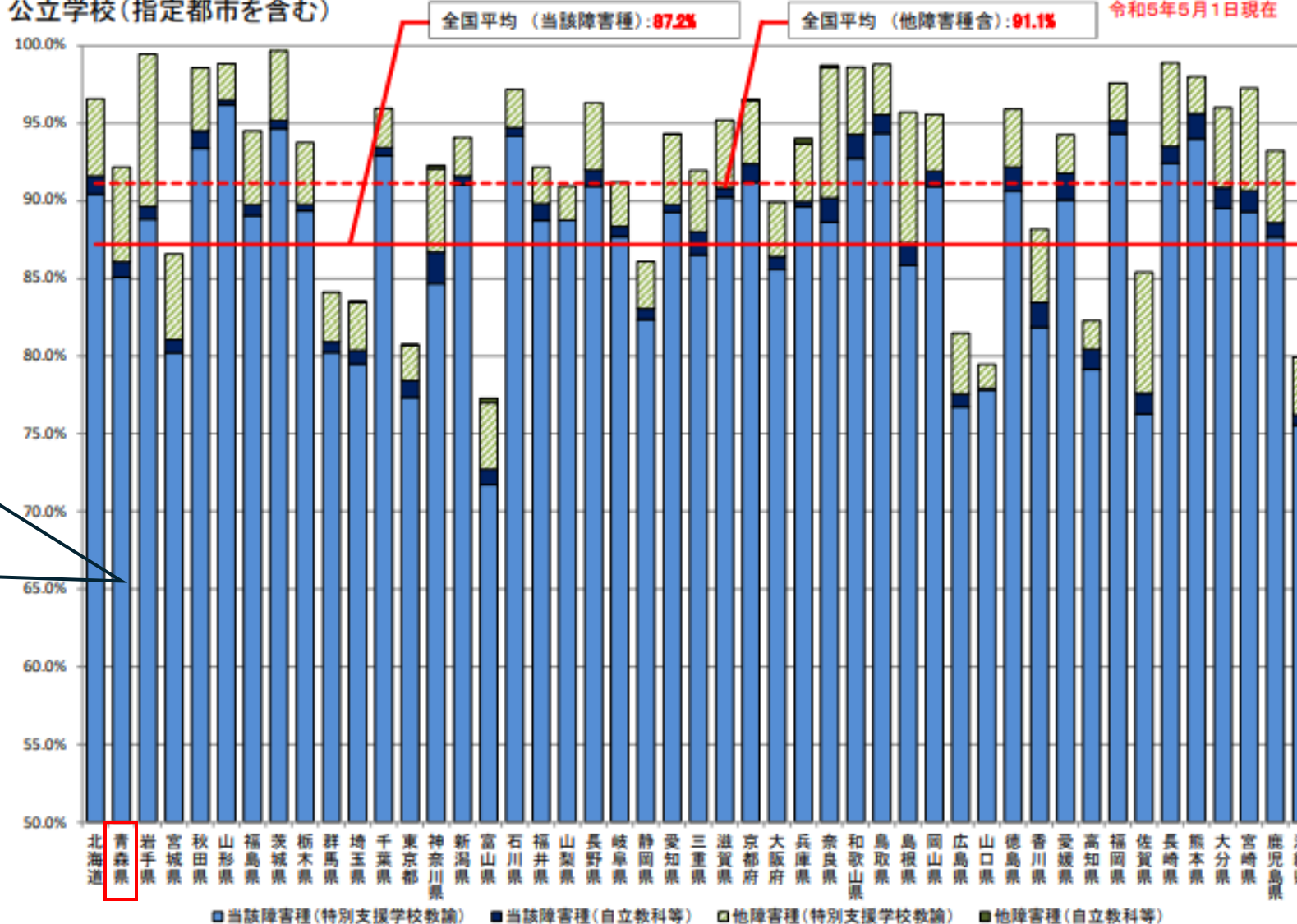
障がい種	指導・支援内容（一例）及び教材・教具等
肢体不自由	○自立活動の具体的な指導内容 ・身体の動きの改善・向上を目指し、環境等の把握やコミュニケーションと関連付けながら、座位の保持や立位・歩行や移動に関する指導、日常生活動作に関する指導など ○特色のある教材・教具、設備 ・片手で使うことができる道具 ・文字盤や音声出力型の機器 ・廊下や階段に手すり ・幅広い廊下 ・スロープやエレベーター など
病弱	○自立活動の具体的な指導内容 ・服薬管理や環境調整、病状に応じた対応等のための指導（服薬の意味と定期的な服薬の必要性の理解、指示された服薬量の徹底、眠気を伴い危険性が生じるなどの薬の理解とその対応、必要に応じた休憩などの病状に応じた対策等） など ○特色のある教材・教具、設備 ・多くが病院に隣接又は併設 など
知的障がい	○自立活動の具体的な指導内容 ・日常生活や社会生活の技能や習慣を身に付けるなど、望ましい社会参加のための知識、技能及び態度を養うことに重点を置く ・双方向のコミュニケーションが成立する成功体験の積み重ね など ○特色のある教材・教具、設備 ・文部科学省著作教科書（国語、算数・数学、生活、音楽、理科、職業・家庭） など

参考：障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～第3編（文部科学省）

R 5 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況

(出典) 令和5年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査結果の概要
(令和6年3月文部科学省)

◆特別支援学校全体(割合)
公立学校(指定都市を含む)

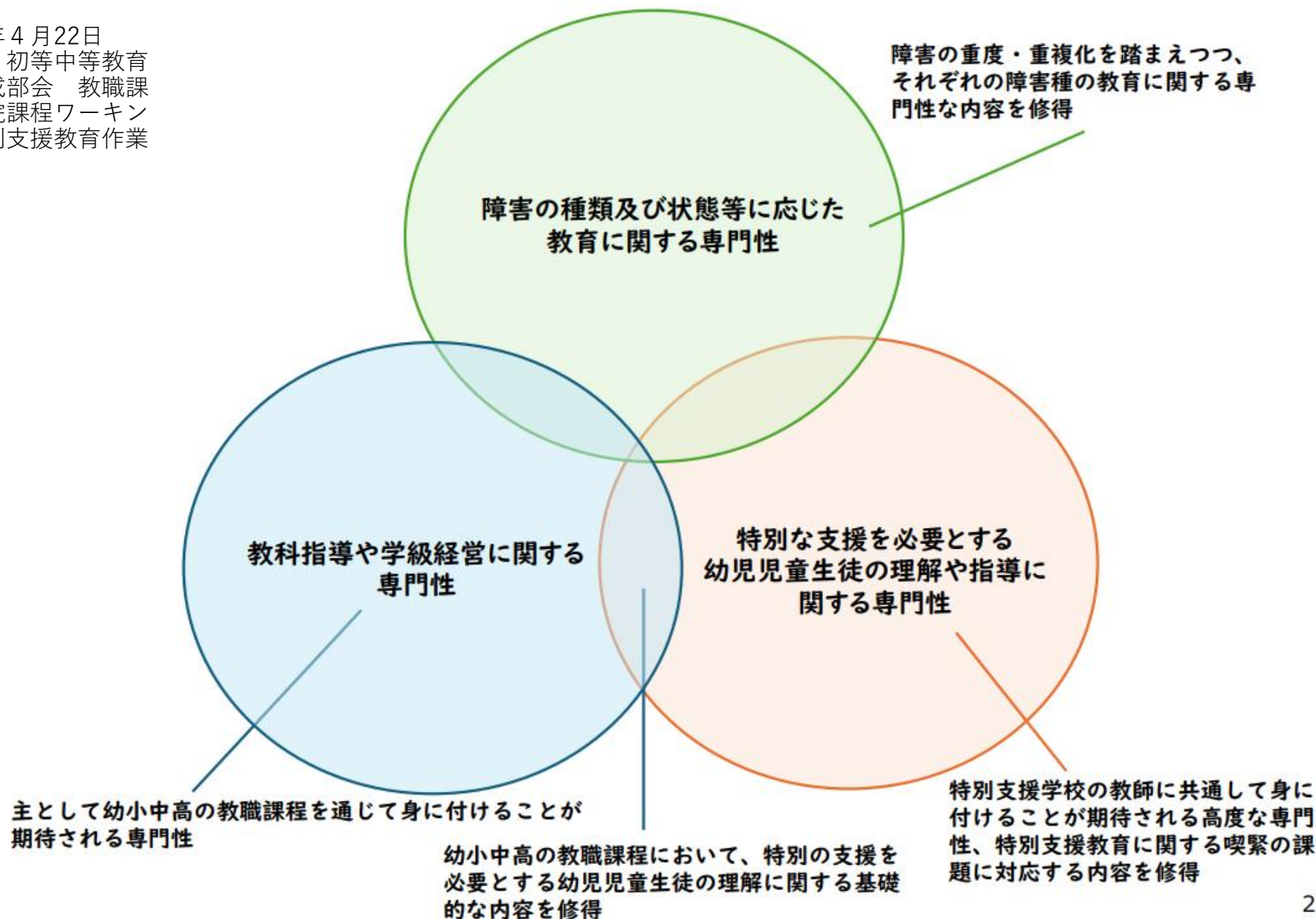


【青森県内訳】

- ・ 当該障害種(特別支援学校教諭) : 85.1%
- ・ 当該障害種(自立教科等) : 1.0%
- ・ 他障害種(特別支援学校教諭) : 6.1%
- ・ 他障害種(自立教科等) : 0.0%
- ・ 合計 : 92.2%

特別支援教育に携わる教師に求められる専門性（イメージ）

（出典）令和8年4月22日
中央教育審議会 初等中等教育
分科会 教員養成部会 教職課
程・免許・大学院課程ワーキン
ググループ 特別支援教育作業
部会 資料



特別支援学校の教師の専門性に関する課題

1. 特別な支援を必要とする子供たちの理解や指導に共通する課題

- 自ら学び続ける特別支援学校の教師の育成に向けては、専門知としての理論と特別支援教育に関する総合的な実践知を身に付けるとともに、実践に基づく省察を繰り返すことが必要であり、教職課程においても、理論と実践の架橋による不断の学びが必要
- 特別支援教育を実施する上での根幹となる自立活動の指導について、特別支援学校の免許状の取得を希望する全ての学生が共通して学ぶ内容と、障害種ごとに異なる自立活動の専門性を踏まえ、自立活動に関する重層的な学びを確保する教職課程の在り方が必要
- 次期学習指導要領に向けた検討の中で重視されている内容、特に、「深い学び」の授業での具現化や、情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現に向けて、特別な支援を必要とする子供たちの実態を踏まえた教育課程を実践するための指導の実現が課題

2. 障害の種類及び状態等に応じた教育の専門性に関する課題

- 特別支援学校の教師には、障害の種類に応じて、その障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握し、適切に指導する高度な専門性が求められており、教職課程で共通で学ぶべき内容を再構造化・体系化した上で、生涯を通じて専門性を伸ばしていく仕組みが必要
- その際、教師は個別の専門知の集積にとどまることなく、実践と省察を通じて、概念としての習得や深い意味理解を図り、学校現場の課題解決に向けた手立てを的確に講じることが求められている
- 特別支援学校に在籍する子供たちの重複障害の割合も踏まえ、重複障害を前提とした専門性の修得が必要（複数の障害領域の免許状を有する教師の割合は自治体間で差がある現状がある。）その上で、特定の障害領域に深く専門性を持つことを目指す教師や、複数の障害領域にわたり総合的な専門性を持つことを目指す教師を、本人のキャリアプランを念頭に養成
- このような現状を踏まえ、養成段階において共通で学ぶべき内容について再構造化・体系化を図った上で、特別支援学校に勤務する教師については、全ての障害領域の免許状を取得することで、特別支援学校をめぐる様々な喫緊の課題に対応できる幅広い専門性を有することが課題

3. 教科指導の専門性に関する課題

- 特別支援学校の教師には、特別支援教育と教科教育や学級経営等の専門性をバランス良く身に付け、向上させることが求められているが、障害により生じる困難さに対応しつつ、一人一人の教育的ニーズに応じた授業づくりの実践に課題を抱えている学校・教師も少なからず存在する
- デジタル学習基盤を十分に活用できていない状況や、社会や産業構造の変化を踏まえた指導内容の見直しが行われていない授業も見受けられており、特別支援学校における教科の指導力・授業力の更なる向上が課題（特に教科担任制である中・高においては喫緊の課題）
- 幼稚部から高等部までの幅広い年齢や発達段階の子供が在籍していることも踏まえ、中・高の教科指導の学修に力を入れている学生や、教科の高い授業力を現に有している小・中・高の現職教員が、併せて特別支援学校の教師を目指せるような仕組みの構築も課題

- 学生が所属している学部等での専門的な学修や、学生が身に付けたいと思う専門分野の学修、他資格との併有等に取り組みやすくする
- 学び続ける教師としての基礎能力の育成に向けて、特別支援学校の教職課程について「理論」と「実践」を有機的に統合、特別支援学校の教師として求められる省察の実践力を育成
- 次期学習指導要領の検討で重視されている内容を踏まえた教科の指導力・授業力と特別支援教育に関する高い専門性を併せ有する資質能力の育成
- 複数の障害領域の免許状を有し、特別支援教育に関する幅広い専門性を修得（複数領域の免許状保有の促進に向けた見直し等）
- 基礎免許状である幼小中高の教職課程における特別支援教育に関する内容の見直しを踏まえた検討も実施
- デジタル・CBTも活用した事前事後学習による単位の実質化を促進

これらを実現するための特別支援学校の教職課程の再構造化を検討

（出典）令和8年4月22日
中央教育審議会 初等中等教育分科会 教員養成部会 教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ 特別支援教育作業部会 資料

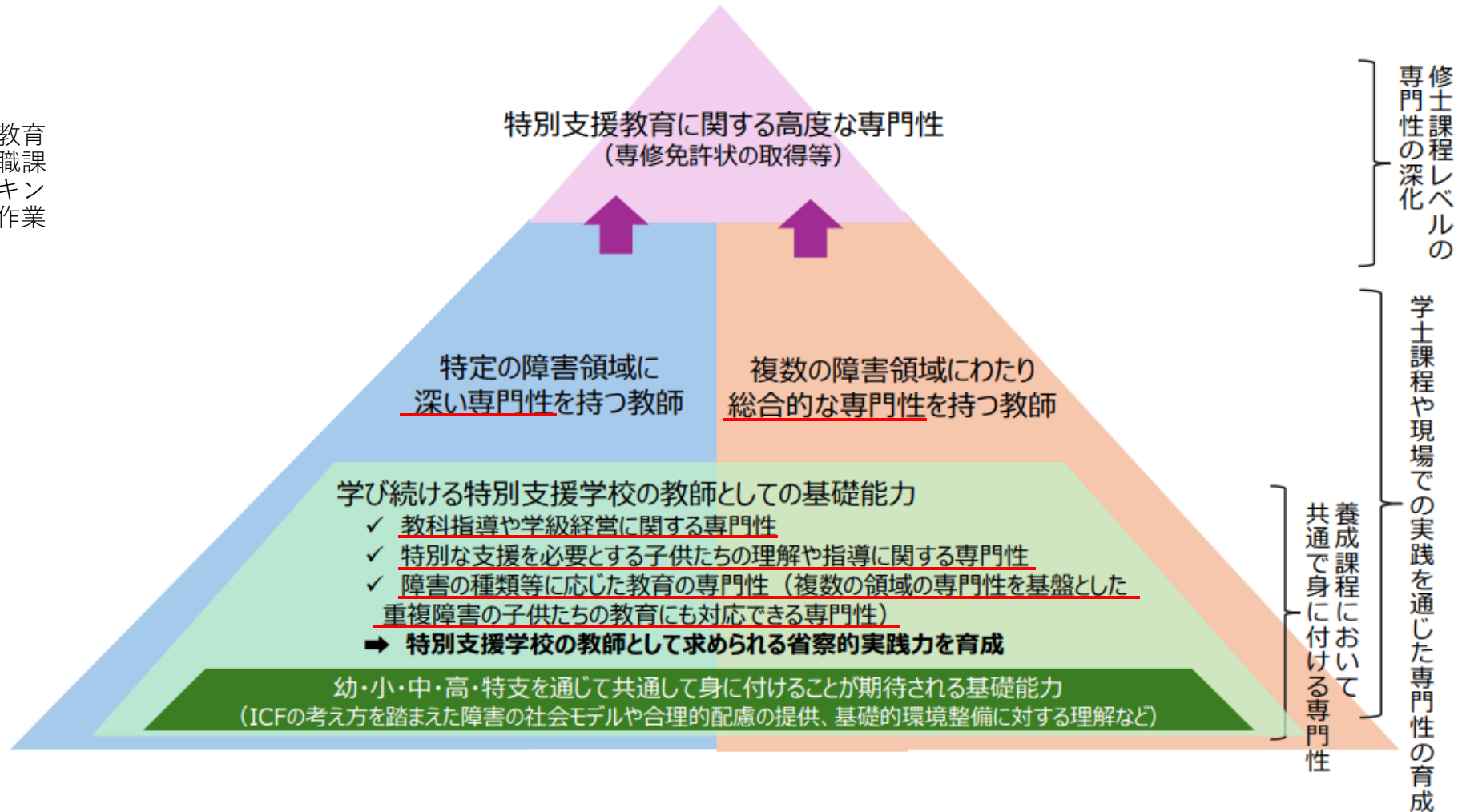
※下線は学校教育課

教員免許制度の見直しを通じた特別支援学校の教師の養成イメージ

- これからの特別支援学校の教師には、複数の障害領域にわたる専門性を基盤としつつ、
 - ・ 特別支援学校の教育に係る幅広い総合的な専門性を持つ教師や、
 - ・ 特定の障害種に関する深い専門性を持つ教師など
- 様々な強み・専門性を持つ教師がチームとして機能することが必要

(出典) 令和8年4月22日
中央教育審議会 初等中等教育
分科会 教員養成部会 教職課
程・免許・大学院課程ワーキン
ググループ 特別支援教育作業
部会 資料

※下線は学校教育課



人事交流を通じた教師の専門性向上（イメージ）

特別支援学校

- ・特別支援学校の教師には、特別支援教育のスペシャリストとして、障害の種類等に応じた教育の専門性や特別な支援を必要とする子供たちの指導に関する専門性に加えて、教科指導力や学級経営力の更なる向上を図ることが課題

- ・特別支援学校の教師には、地域の小・中・高等学校の特別支援教育を支える役割も期待

- 公立の特別支援学校の全ての教師が、原則として、採用後10年以内を目途として、小・中・高等学校の教師を経験（特別支援学校の教師は、人事ローテーションの一環として、小・中・高との人事交流を経験）
- 特別支援学校の教師を小・中・高等学校に派遣することで、小・中・高等学校の特別支援教育の専門性向上を図るとともに、特別支援学校の教師の教科指導力や学級経営力の向上を併せて実現。
- 他方で、小・中・高等学校で特別支援教育の中核を担うことが期待される教師を、人事交流を通じて特別支援学校で受け入れることで、様々な専門性を持つ教師を特別支援学校の中に配置
- 人事交流を通して小・中・高等学校における状況の理解を進めることで、センター的機能による効果的な支援の強化も期待
- 特別支援学校の管理職の登用等にあたっては、小・中・高との人事交流の経験を考慮するなど、幅広い職務経験を持つ者を登用することを要請

特別支援学校と小・中・高等学校の人事交流

小・中・高等学校

- ・特別支援学級の担任や通級による指導を担当する教師については、長期にわたり特別支援教育の中核として活躍する教師と、通常の学級も経験しながら全体的な学級経営の経験を積む教師がチームとなり、特別支援教育に関する専門性を向上させることが必要
- ・特別支援学級や通級による指導を担当している教師のうち、特別支援学校教諭免許状を保有している者は約3割
- ・他方、小・中学校では、特別支援学級の臨時的任用教員の割合が高く、長期的な視野に立って計画的に育成・配置されているとは言い難い現状

- 公立の小・中・高の全ての新規採用教員が概ね10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなるよう人事上の措置を講ずることを求めている
- その上で、特別支援学級や通級による指導を長期にわたり中核として担うことが期待される教師については、採用後10年以内に特別支援学校の教師を経験（小・中・高で特別支援教育に携わる教師は、人事ローテーションの一環として、特別支援学校との人事交流を経験）
- 他方、特別支援学校の教師を人事交流で小・中・高等学校で受け入れ。小・中・高等学校における特別支援教育の指導体制の強化を併せて実現
- 管理職の登用等にあたっては、特別支援教育の経験（特別支援学級や通級による指導の担当に加えて、特別支援学校の教師の経験を含む。）も含めて総合的に考慮することを要請

※1：採用後10年以内を目途と記載しているが、各地域や各学校の実情を踏まえて実施することが前提。その際、採用後10年を経過した教師が人事交流の対象となることも考えられるが、なるべく、各学校で中核的な位置づけを担う前に人事交流を経験することが望ましいと考えられる。

※2：人事交流の実施に際しては、教師本人の適性や将来のキャリア形成を見据えた、適切な交流の実施が望まれる

※3：人事交流の積極的な実施を進めるためにも、これまで以上に、都道府県教委内における特別支援教育担当部署と教職員人事担当部署との連携を進めるとともに、都道府県教委と市区町村教委間においても、適切な連携を深めることが期待される

（参考） ・小・中学校の特別支援学級の担任 8万7千人（うち特別支援学校免許取得者 2万7千人） 10
・小・中・高等学校の通級による指導を担当する教師（専任） 約2万人

（出典）令和8年4月22日
中央教育審議会 初等中等教育
分科会 教員養成部会 教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ 特別支援教育作業部会 資料

※下線は学校教育課

②特別支援学校のセンター的機能 を活用した取組について

障がいのあるこどものための総合支援事業

趣 旨

特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能を活用し、教育、保健、福祉、労働等の関係機関の下、発達障がいを含む全ての障がいのある幼児児童生徒とその保護者に対しての教育相談を含め、一貫した支援体制の更なる充実を図る。

地区特別支援連携協議会の取組

6地区に各1校 事務局校を設置

- ◆ 東青地区: 青森聾学校
- ◆ 西北地区: 森田養護学校
- ◆ 中南地区: 弘前聾学校
- ◆ 上北地区: 七戸養護学校
- ◆ 下北地区: むつ養護学校
- ◆ 三八地区: 八戸盲学校・八戸聾学校



地区特別支援連携協議会の取組

事業内容

- (1) **教育相談**を含む、早期からの一貫した支援を図るための取組
- (2) **特別支援教育に関する専門性の向上を図るための取組**
- (3) 関係機関と**連携を強化**するための取組



特別支援教育エリアコーディネーターを中心に地域のニーズに応じた取組を行います

研修会の開催



- 個別の教育支援計画等の活用方法等に関する研修会等
- 今年度の研修会については、県教育委員会及び各事務局校のHPに掲載予定

設置趣旨

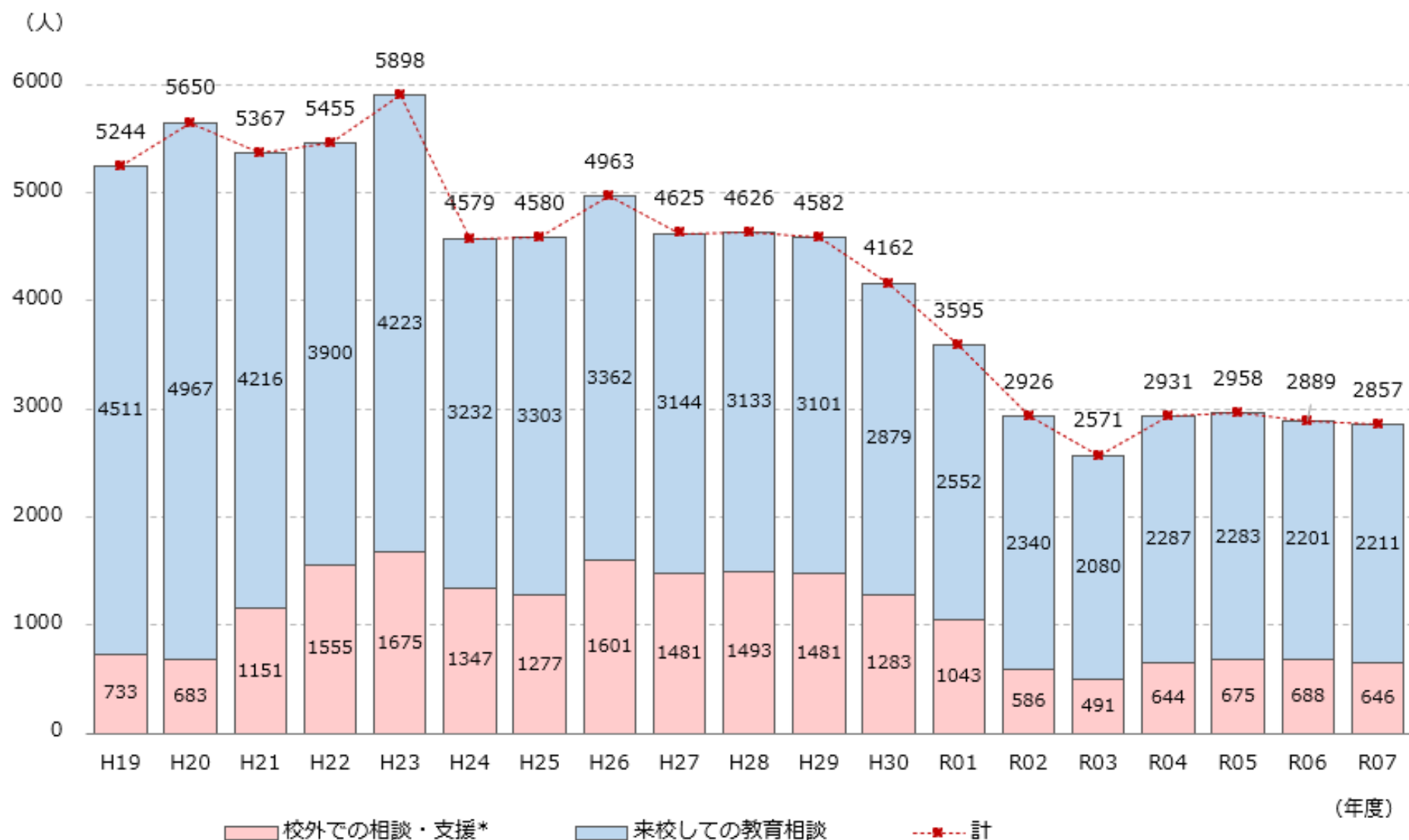
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、保育所（園）及び認定こども園（以下「小・中学校等」という。）に在籍する発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の**学級担任等を専門的立場から支援するとともに、小・中学校等の校内支援体制の充実**を図る。

支援内容

- 学校全体の特別支援教育に関する体制に関する支援
 - 校内支援体制に関する相談
- 学級担任等に対する支援
 - 具体的指導方法、保護者との連携等に関する相談
- 特別支援教育についての情報提供
 - 校内研修会の講師 等



県内特別支援学校による教育相談実施状況 (H19～R07)



* : 巡回相談員及びH27年度までの特別支援学級等指導員等の支援含む

チームで支える特別支援教育校内支援体制充実事業

教育庁学校教育課



チームで支える特別支援教育校内支援体制充実事業費

事業の目指す姿（アウトカム）

現状 → 事業終了後の姿

- ◆ 全国調査結果より、通常の学級においても特別な教育的支援を必要とする**児童生徒が増加**
 - ・学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合
小・中学校 H24：6.5% → R4：8.8%、高等学校 R4：2.2%
- ◆ 公立小・中・高等学校に設置されている校内委員会は、校内の教員による**情報共有のみに**留まっている
 - ・外部専門家に意見を聞いている小・中学校：推定値 14.8%、高等学校：推定値 9.9%（全国調査結果より）
- 外部機関と連携した校内委員会での検討により、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導の充実及び合理的配慮の提供事例を増やす
- 通常の学級における個別的教育支援計画の作成率の向上を目指す（R4年度：47% → R8年度：90%）
- ◇ 通常の学級に在籍し、通級による指導を受けている**児童生徒が増加**しており、指導者の**育成が必要**
 - ・直近10年で小・中学校の通級による指導を受ける児童生徒数は1.8倍に増加
 - ・県立高等学校3校で通級による指導を受ける生徒数 R5 76名
- 通級による指導の取組や具体的な支援の方法の共有、通常の学級へ普及

課題

- ◆ 特別支援教育コーディネーターが中心となり外部機関と連携した校内支援委員会により具体的な支援の充実が必要
- ◇ 校種の異なる通級による指導担当者の指導ノウハウや実践等の情報共有の場の構築が必要

目指す姿を実現するための取組（アウトプット）

【概要】小・中学校、義務教育学校及び高等学校（以下、「小・中学校等」という。）の通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の特性に応じた学びを支援するため、地域資源を活用し校内支援体制の充実を図るとともに、通級による指導を担当する教員の専門性の向上を図る。

取組1 外部機関と連携した校内支援体制の充実・強化

- (1) 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会運営への支援
 - ・実践強化校を指定（小・中学校等 合計6校）
 - ・地域の支援センター等関係機関や特別支援学校のセンター的機能を活用した校内委員会の開催による児童生徒への具体的支援等の検討
 - ・実践強化校の取組事例等について小・中学校等へ周知
- (2) 教員及び関係機関職員対象の研修会の開催
 - ・実践強化校による事例の共有（協議会の実施、年1回）
 - ・学校全体が共通の意識で取り組めるよう、実態把握の視点や合理的配慮、自立活動等に関する研修の実施（各校年1回以上）
 - ・保護者等に向けた研修会の開催（各地区年1回）



取組2 通級による指導担当者等の専門性向上

- (1) 通級による指導担当者等連絡協議会の開催（年2回）
 - ・小・中学校等の通級による指導担当教員及び市町村教育委員会担当者等を対象に、各校の実践の共有及び協議等の実施
 - ・通級による指導の手引の活用方法等に関する情報提供
- (2) 県立特別支援学校における巡回型通級による指導の検討
 - ・県内聾学校3校における巡回型通級による指導の検討
 - ・試行の実施・評価・検証



盲学校や聾学校における相談支援の一例（地区を越えた相談）

県立盲学校

令和8年度 見え方等のお悩みに関する サテライト相談教室



開設地区	会 場	開設日（下記の木曜日）
中南地区	弘前市総合学習センター （弘前市末広四丁目 10-1）	5/14、7/16、9/3、10/8、11/5
下北地区	むつ市教育研修センター （むつ市小川町二丁目 19-1）	5/28、6/18、7/23、9/24、10/22
西北地区	五所川原市中央公民館 （五所川原市一ツ谷 504-1）	5/21、7/2、9/10、10/15、11/19

開設時間 午前 10:00～12:00 午後 13:00～15:00



0歳から成人の方までの相談に応じています。
ご本人、ご家族、園や学校の先生など、どなたでもお気軽にご相談ください。

～例えば、こんなことはありませんか～

- ・見えない、見えにくい子をどのように育てたらよいかわからない。不安だ。
- ・物を見る時に顔を傾けている。よく物にぶつかる。つまずく。
- ・黒板の文字を書き写すのが苦手。音読がうまくできない。
- ・見えにくくなってきたので、生活に活用できる補助具や便利グッズが知りたい。
- ・補助具は持っているけれど、使い方がわからない。使う自信がない。 など

- ・見え方に配慮した遊び方や育て方
- ・見えにくさへの対処と目の使い方
- ・学級での指導方法や教材作成のポイント
- ・生活に活用できる補助具や便利グッズの紹介
- ・見えにくい状態での動き方や歩き方 ……など

その他、見え方で困っていることへの支援をいたします！

事前に、電話またはメールで「見え方の相談」とご連絡ください。

ロービジョン相談支援センター（青森県立盲学校）

〒030-0936 青森市矢田前字浅井24-2

TEL: 017-726-2239（受付9時～16時 土日祝を除く）

メールアドレス: sodan-mou.sh@asn.ed.jp

◆QRコード



※相談に費用はかかりません。

※個人情報、同意なく使用することはありませんので、
ご安心ください。

八戸盲学校・八戸聾学校 協働 相談支援センター

サテライト教室

in 三 沢
in 十和田
in 南 部
in 三 戸



八戸盲学校、八戸聾学校では、三沢市、十和田市、南部町、三戸町にサテライト教室を開設し、見え、聞こえ、ことばの発達等に関する相談支援を行っています。



どんな相談支援が
受けられますか？

- 見えにくさ、聞こえにくさへの対処の仕方
- 見え方、聞こえ方に合わせた遊び方、育て方、指導方法、教材作成方法
- 大人の視覚障がい者には点字や歩行の指導、生活に活用できる便利グッズの紹介
- ことばが遅い、落ち着きがない、発達が気になる等の相談にも応じています。



対象年齢は？

乳幼児から成人の方まで受け付けています。
ご家族や担任の先生の相談支援も行っています。



日程や時間を教えてください。

会場	開設時間	開設日（令和8年度）
三沢市保健相談センター （三沢市中央町 1-3-10） TEL 0176-57-0707	13:30 ～ 16:30	R8 6/ 4 R8 12/17
十和田市保健センター （十和田市西十三番町 4-37） TEL 0176-25-1181	13:30 ～ 16:30	R8 6/11、9/10、 11/19、 R9 2/ 4
南部町健康センター （南部町大字下名久井字白山 91-1） TEL 0178-60-7100	13:30 ～ 16:30	R8 10/22
三戸町保健センター （三戸町大字在府小路町 43） TEL 0179-20-1152	13:30 ～ 16:30	R8 7/ 9 R8 12/10

すべて、木曜日です。



申込み方法を教えてください。

電話で「サテライト教室希望」とお伝えください。
また、裏面のFAXでのお申込みもできます。



☎ 0178-43-3962 FAX 0178-43-3942

青森県立八戸盲学校 〒031-0081 八戸市柏崎六丁目 29-24

青森県立八戸聾学校 E-mail hachinohe-sb@asn.ed.jp

- 特別支援学級や通級による指導の対象障がい種のうち、言語障がい、自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいは、特別支援学校の就学の対象ではない。また、聾学校等においても、発達障がいや愛着障がいなどの相談を受けることも多い。
→特別支援学校の教員も、勤務する学校の障がい種や所持免許障がい種以外の障がい種の相談を受けることが多く、複数の障がい種にわたる**総合的な専門性**が必要。
- 視覚障がいや聴覚障がいの特別支援学校では、在籍数の減少に伴い、実践に基づく省察機会が減少する中、**巡回相談や巡回型通級等が、特定の障がい種に関する深い専門性の維持及び教員の育成**につながっている。

複数の障がい種にわたる総合的な専門性

- 本県の特別支援学校は、障がい種ごとの学校が半数以上（12/20校）
 - ・盲聾併設（八戸盲・聾、県立盲・青森聾^{R9～}）※学校はそれぞれ独立
 - ・知肢併置（一高養、森田養[※]、七戸養[※]、むつ養[※]）※知的障がいを併せ有する肢体不自由児が対象

○他県の一例

- ① あきた総合支援エリアかがやきの丘：秋田県立視覚支援学校、聴覚支援学校、秋田きらり支援学校（**肢体不自由**、**病弱**）と医療療育センターが集結し、建物がつながっている。3校の玄関は共用。

秋田県の特別支援教育・療育の拠点となる総合支援施設として、知的障がい以外の特別支援教育のセンター的機能を担っている。

- ② 宮城県立山元支援学校（**病弱**、**知的**）

従来、病弱を対象とした学校だったが、知的障がい教育部門を新たに設け、複数障がい種対応の学校へ。



かがやきの丘ホームページ